

国営木曾三川公園 フラワーパーク江南Ⅱ期地区「バーベキューエリア」

事業者公募要領 質問回答

| No | 質問箇所等 | 質問内容 | 回答(案) |
|----|---------------------------|---|---|
| 1 | 募集要項 30 ページ 使用料について | 使用料について 営業を行っていない月の使用料は免除とありますが工作物や、自転車道路などを作った場合でも対象期間に占有しなければ、使用料は免除でしょうか？ | 公募要項 p13,7.使用料について、“対象期間”をバーベキュー事業の営業期間と捉えてお答えします。営業期間においても、占有しない場合（一般の公園利用者が利用可能な状況）であれば、使用料の免除を予定しています。予定事業者と国との協議事項とします。 |
| 2 | 同上 使用料について | 使用料について 日あたりの単価設定がありますが、イベントなど特別の申請をした場合の料金でしょうか？ たとえばこの期間は月単位、この期間は土日などといった使用料計算はしていただけますか？ | 公募要領 p13(1)使用料に記載の通り、日あたりの単価は、営業を行っていない月に不定期でイベント等を開催し占有する際の単価です。日あたりの単価にイベントの開催日数を乗じた使用料を支払っていただきます。 使用料の支払い単位（月単位又は日単位）は、営業有無に応じて設定をします。（以後、「月単位」：1 か月分の使用料、「日単位」：1 日当たりの使用料、とします） |
| 3 | 同上 使用料について | 使用料について フルシーズン土日祝日のみをした場合は日単価での計算方法でしょうか？ | フルシーズンでの営業と事前に計画している場合、土日祝日のみの営業であっても、営業を行う月に該当しますので月単位での使用料の支払いとなります。 |
| 4 | 同上 使用料について | 年度で使用料を決定されますが、予想以上に集客が見込めた場合の営業日増などの申請変更対応は可能でしょうか？ また、逆に減の場合の減額申請は可能でしょうか？ | 翌年度の営業期間は、前年度末に国との協議の上決定します。営業期間は月単位で申請頂きます。営業期間内での営業日増減に伴う変更申請は必要ありません。 営業期間外の営業日増に伴う追加申請は可能です。なお、原則、営業日減に伴う営業期間の変更申請や使用料の返還はできません。 |
| 5 | 同上 使用料について | 使用料の発生日は開業開始日からでしょうか？ 準備や告知期間についての年度内の使用料は発生しますか？ | 使用料の発生は、占有が行われる月からとなります。準備や告知期間の使用料の発生有無は、内容によるため予定事業者と国との協議事項とします。 なお、初年度の工事期間においては、使用料の支払いを免除することを予定しています。 |
| 6 | 同上 12 ページ 設備について | 設備等の条件 設備等についてですが、自転車コースなどの簡易な路面改良などは行ってもよろしいでしょうか？ また占有はその道路のみと考えて面積計算を行ってもよろしいでしょうか？（料金や維持管理面などすべてにおいて） | 事業エリア内での簡易な路面改良等を行うことは可能です。 占有は、道路のみではなく安全を考慮して一般の公園利用者の利用を制限する可能性のある範囲も含めて、面積計算を行ってください。詳細は、自転車コースの形状等を踏まえ、予定事業者と国との協議事項とします。 |
| 7 | 同上 12 ページ 設備について | 設備等の条件 設備等についてですが、電気などの引き込みの可能性が発生した場合は自己負担で行ってもよろしいでしょうか？ | 公募要領 p7(5)インフラ設備に記載の通り、配管からの引き込みは、事業者負担でお願いいたします。 |

| No | 質問箇所等 | 質問内容 | 回答(案) |
|----|-------------------------------|--|--|
| 8 | 同上 21 ページ リスク負担に ついて | 設備などを整備し、営業期間内に占有をしない状態で公園利用者が入り、設備や工作物を損壊した場合のリスクは国となりますか？ (可能であれば占有期間内でもバーベキューエリアは入場禁止などご配慮いただきたいです) | 事業者が設置した施設の修繕は、事業者により実施してください。ただし、事業者の責めに帰さないリスクが生じた(過失ではない)と判断された場合の対応は、事業者と国との協議事項となります。 なお、営業期間内において一般の公園利用者の利用を制限する対策(柵の設置など)は、事業者の判断で検討ください。 |
| 9 | 同上 21 ページ リスク負担に ついて | 免除期間中に公園利用者が立ち入り、使用を許可されたエリアに焚火や危険な行為をした場合のリスクは当方にはないと考えてよろしいでしょうか？ また、工作物にひっかかったためケガをした、当方が用意したバーベキューエリアの施設を勝手に使用したなどでのトラブル(当方の過失はなかったとして)の場合もご教示ください。 | ”免除期間中”を営業を行っていない月(以後、「営業期間外」とします。)と捉え回答いたします。営業期間外においても一般の公園利用者を含めた利用者の安全に配慮した管理運営を行ってください。 また、事業者が設置した施設に関する修繕及びトラブルは、事業者による対応を基本とします。 なお、事業者の責めに帰さないリスクが生じた(過失ではない)と判断された場合の対応は、事業者と国との協議事項となります。 |
| 10 | 同上 21 ページ リスク負担に ついて | 国側が提案エリア外の炊事等などバーベキュー行為に関連する想定をお知らせください。 どういった場合にどういう想定で炊事棟を利用されるのでしょうか？ | 学校行事等や公園管理者の主催イベント等で使用することを想定しています。 |
| 11 | 同上 12 ページ 設備につ いて | 夜間のイメージについてですが常時、電気はついていますか？ バーベキューエリアは夜間利用も申請や協議次第でお認めいただけるということですが、夜間照明のエリアと機能とイメージ(消灯、点灯などの時間など)をお知らせください。 また駐車場の夜間イメージについても同様にお知らせください。 | 開園時間(公募要領 p11(3)営業期間の設定参照)内は、安全確保に必要な照明灯が点灯する予定です。 照明灯の設置箇所は、別添資料2 電気設備平面図を参照ください。 閉園後の夜間に営業する場合、安全確保に必要な照明設備は、事業者負担により用意してください。なお、既設の照明灯を点灯することは、予定事業者と国との協議事項とします。 また、夜間の営業は、社会実験等の実施の上、関係者協議を進めていくこととなりますので、社会実験等の実施の提案をお願いいたします。 (公募要領 p11(3)②夜間の営業参照) |
| 12 | 同上 12 ページ 設備につ いて | バーベキューエリア横の駐車場ですが、協議次第で優先的に(バーベキューエリアへの荷物搬入など)お認めいただけると考えておりますが協議次第ということでしょうか？ | 公募要領 p12(7)設備等の条件に記載の通り、バーベキューエリア横の駐車場を、バーベキュー等利用者のための駐車場として利用することは、予定事業者と木曽三川公園管理センターとの協議事項とします。 |
| 13 | 同上 14 ページ スケジュー ール | 告知期間は営業開始前から行って可と考えておりますがよろしかったでしょうか？ | 告知は、営業開始前から実施可能です。告知方法や告知開始日等の詳細については、予定事業者と国との協議事項とします。 |

| No | 質問箇所等 | 質問内容 | 回答(案) |
|----|------------------------|---|--|
| 14 | 同上 11 ページ 開園時間 | 準備期間中の可能時間などありますでしょうか？ 可能であれば準備のため近隣配慮を考えながら臨機に進めさせていただきたいと考えます。 | 公園利用者の安全や周辺環境への配慮をお願いいたします。 なお、“準備期間”に工事を含む場合、工事が可能な時間帯は、原則 8:30～16:30の間とします。 |
| 15 | 同上 12 ページ 設備について | 洗い場を任意エリアに作って良いでしょうか？ その場合の排水経路は、雨水扱いで良いでしょうか？ | 公募任意エリアへの洗い場の設置は可能です。 洗い場の排水が雑排水となる場合は、規模に応じて浄化槽の設置や公園内排水設備への接続等の検討が必要となるため、予定事業者と国との協議事項とします。 |
| 16 | 同上 7 ページ | コンテナハウスとトレーラーハウスの記載があります。前者は建築物、後者は車両と法解釈できません。前者であれば、建築確認申請取得が可能ですか？ また、どのような手法で認めていくのか。(特に都計法) 見解をお聞かせください。 | 公募要領 p7(2)対象エリア“・事業エリア”では、受付用コンテナハウス、炊事場等の整備やトレーラーハウス、キッチンカーの設置等を想定しています。“は事業者が提案する施設の例示です。 事業者は、提案する施設の規模や用途を踏まえ、国との協議の上、法律に基づき、必要な許認可を取得してください。 |
| 17 | 同上 12 ページ 設備について | 建築確認に際し、既存の申請図面「すべて」をご提供・貸与ください。 | 建築確認を始め必要な許認可の申請は、国との協議の上、事業者に進めていただきます。申請に際し必要な図面は、国との協議の中で、提供します。 |

以上